

守口市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が保有する広告媒体に広告を掲載することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げるものをいう。

ア 広報印刷物

イ ホームページ

ウ その他広告媒体として使用できる物

(2) 広告掲載 広告媒体に広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(3) 広告取扱業者 広告掲載に当たり、市から委託を受けた事業者をいう。

(広告の内容)

第3条 広告の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの

(2) 公序良俗に反するもの

(3) 人権侵害となるもの

(4) 政治又は宗教に関する主張、勧誘、批判等を行うもの

(5) 公職の候補者（当該候補者となろうとする者及び公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、又はこれに反対するもの

(6) 他者を誹謗・中傷するもの

(7) 虚偽又は誇大な表現で市民の的確な判断を誤らせるもの

(8) 市が推奨しているかのような、誤解を与えるもの

(9) 従業員の求人広告又はこれに類するもの

- (10) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (11) 消費者の保護の観点からふさわしくないもの
- (12) その他市長が広告掲載を行うことが適当でないと認めるもの
(規制業種又は事業者)

第4条 広告を行う業種又は事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載しない。

- (1) 法令に違反しているもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するもの又はこれに類するもの
- (3) 守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱（平成25年9月1日施行）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされたもの（同法第174条第1項の規定による再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされたもの（同法第199条の規定による更生計画の認可の決定があったものを除く。）
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- (6) 本市へ納付すべき市民税、固定資産税及び都市計画税に滞納のあるもの（広告掲載しようとする年度の前年度分に限る。）
- (7) その他第10条第1項に規定する審査会が広告掲載を行うことが適当でないと認めるもの
(広告掲載の方法等)

第5条 広告掲載を行うときは、広告媒体の種類、規格、掲載位置、掲載期間、印刷色、原稿提出方法、広告料等を定め、広告取扱業者に委託することができる。

- 2 広告取扱業者に委託する場合は、当該業者が広告主を募集し、選定するものとする。
- 3 広告主又は広告取扱業者は、広告媒体に掲載しようとする広告について、掲載前に市と協議し、その承認を得なければならない。
(広告料の納付)

第6条 広告主又は広告取扱業者は、広告料を市の指定する期日までに、市の指定する方法により支払わなければならない。
(広告料の返還)

第7条 既納の広告料は、返還しない。ただし、広告主又は広告取扱業者の責めによらない事由により広告掲載ができなくなった場合は、この限りではない。
(広告掲載の取消)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の期間中であっても、広告主又は広告取扱業者に通知することなく広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告掲載の内容が、第5条第3項の承認を得たものから変更され、第3条の規定に該当したとき。
- (2) 広告媒体に掲載する業種又は事業者が、第5条第3項の承認を得たものから変更され、第4条の規定に該当したとき。
- (3) その他市長が広告掲載を行うことが適当でないと認めたとき。

(広告主及び広告取扱業者の責務)

第9条 広告主及び広告取扱業者は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
(審査機関)

第10条 掲載する広告の可否について疑義が生じたときにおいて、審査するため、守口市広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、企画主管部長、総務主管部長、商工主管部長及び人権主管室長をもって組織する。
- 3 会長は、企画主管部長をもって充てる。
- 4 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長は、必要に応じて審査会を招集する。
- 6 会長は、議事に関して必要と認めるときは関係者の出席を求め、その意見を述べさせることができる。
- 7 審査会の庶務は、企画主管課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか広告掲載に関し必要な事項は、企画主管部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。